

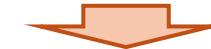
- これまで「風評対策強化指針」、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づき、関係省庁が一丸となって取組
- リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方を整理しつつ、各課題の情報発信に関する施策パッケージをとりまとめ
- 強化戦略等に加え、本施策パッケージに基づき、各課題の情報発信を推進

【リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方】

- ① 科学的根拠に基づいた正確で分かりやすい情報発信
 - ② 個々人の安心感の醸成につなげることを意識した透明性ある情報発信
 - ③ 受け手の目線に立った情報発信
 - ④ リスクコミュニケーションを推進する人材の育成強化
-  必要に応じ、広報の専門家等の有識者からの提案・助言も参考

【放射線に関する科学的知見】

- ① 放射線の基本的事項
- ② 国際機関による勧告等
- ③ 福島県の現状



社会的・経済的要因も考慮しつつ、状況に応じたきめ細かい対応が必要

【復興に向けて解決すべき各課題に係る施策】

| | 除去土壤の復興再生利用等 | 住民帰還・立入制限緩和 | 森林整備の再開、木材活用の推進 | 食品の安全性確保 | 福島県農林水産物の風評払拭 |
|--------|---|---|---|---|--|
| 対象 | ①広く国民一般 ②海外の関係者 | ①住民 ②自治体職員 | ①森林整備事業の受・発注者（自治体、事業者等） ②木材の加工・流通業者 | ①消費者 ②諸外国 | ①流通事業者 ②消費者 |
| 内容 | ①復興再生利用・県外最終処分の必要性・安全性 ②復興再生利用・県外最終処分のこれまでの経緯、考え方・内容 | ①放射線に関する科学的知見 ②放射線影響を最小限にする方策 ③廃炉の進捗状況 | ①森林作業による被ばく線量の健康への影響 ②被ばく線量を抑えて安全に作業を行う手法 ③業務上の線量管理 ④木材の検査結果 | ①食品の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ②これまで蓄積されたモニタリング結果等 | ①消費者の福島県産品に対する安全・安心への高い評価 ②福島県産品の魅力 |
| 具体的な施策 | ①庁舎等での活用による理解醸成 ②WEB、リーフレット等による情報発信 ③呼称「復興再生土」の使用 ④現地視察の受入れ ⑤イベントの実施 ⑥IAEAによるフォローアップ | ①住民ニーズを踏まえたモニタリング結果の提供 ②相談員の配置・育成、自治体の取組支援 | ①作業従事者向けのガイドライン作成・周知 ②説明会・研修会の開催 | ①食品中の放射性物質の安全性確保について意見交換 ②外国政府関係者に日本産食品の安全性をPR | ①流通事業者の求める情報の発信 ②広域的な産地形成 ③安全性や魅力の情報発信 |

リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と各課題に係る情報発信等 施策パッケージ（追補版）

I はじめに

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から14年が経過した。原子力災害被災地域では、令和5年11月までに特定復興再生拠点区域において避難指示がすべて解除された。また、同年には「特定帰還居住区域制度」が創設され各自治体が作成する計画に基づき、除染やインフラ整備をはじめとする避難指示解除に向けた取組が行われるなど、福島県の復興・再生に向けた動きは着実に前進している。さらに、復興の大前提となる東京電力福島第一原子力発電所の廃炉についても、令和5年8月には、ALPS処理水の海洋放出が開始、令和6年9月には2号機で燃料デブリの試験的取出しに着手し、「中長期ロードマップ」における第3期に移行するなど、取組が進展している。

風評の払拭についても、これまで「風評対策強化指針」、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」などに基づき、関係省庁が一丸となって取り組み、一定の成果を上げている。

一方で、除去土壤の復興再生利用の推進など復興の完遂に向けて解決すべき課題は残っており、これらに関するリスクコミュニケーションは重要である。

これらの課題の解決に向けて、改めて、リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方を整理するとともに、ICRPなど国際機関による議論やこれまで蓄積されてきた科学的知見に基づく放射線による健康影響への評価を踏まえつつ、情報発信・リスクコミュニケーションに係る施策を以下のとおりとりまとめた。

関係府省庁においては、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」などに加え、本施策パッケージに基づき、復興の完遂に向けて全力で取り組むこととする。また、取り組んだ内容については、的確なフォローアップを行い、より効果的な施策の実施につなげることとする。

II リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方

これまで、「風評対策強化指針」、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」などに基づき、情報発信・リスクコミュニケーションに取り組んできている。

これらのとりまとめに共通する考え方は以下のとおりであり、リスクコミュニケーションを進めていく上での横断的な考え方となるものである。

① 科学的根拠に基づき正確で分かりやすい情報発信を行うこと

(参考) 風評対策強化指針 P7 「強化指針 2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略 P3 「1. 知ってもらう」、ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ P3 「(1)正確で分かりやすい情報発信の積極的展開」より

② 個々人の安心感の醸成にしっかりとつなげていくことを意識して情報発信を行うこと

(参考) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略 P1 「1. はじめに」、ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ P4 「(3) 消費者等の安心につながる取組の展開」より

③ 受け手の目線に立った情報発信を行うこと

(参考) 風評対策強化指針 P7 「強化指針 2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略 P7 「1. 知ってもらう」、ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ P5 「(3) 消費者等の安心につながる取組の展開」より

④ リスクコミュニケーションを推進する人材の育成を強化すること

(参考) 風評対策強化指針 P8 「強化指針 2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略 P10 「1. 知ってもらう」より

こうした考え方に基づき、必要に応じ広報の専門家等の有識者からの提案・助言も参考にして、情報発信等の施策を進めるにあたって、さらに効果的なものとなるよう検討することが重要である。

III 放射線に関する科学的知見

(1) 放射線の基本的事項

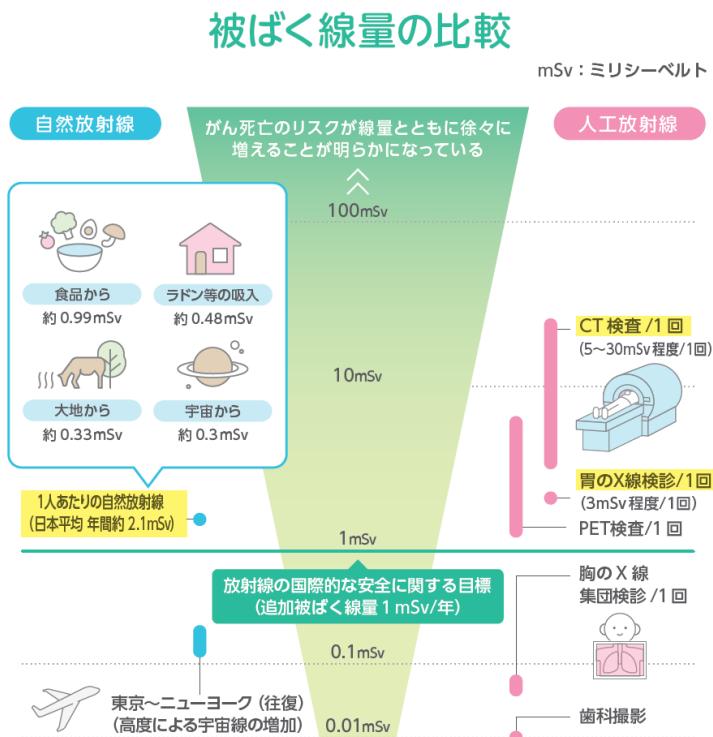
人の身の回りには日常的に放射線が存在し、日常生活において放射線被ばくをゼロにすることはできない。2020 年 11 月に公益財団法人原子力安全研究協会が発行した「生活環境放射線（国民線量の算定）第 3 版」では、1 年間に受ける日本人の平均被ばく線量は 4.7 ミリシーベルトであり、そのうち 2.1 ミリシーベルトが自然放射線からの被ばくであると推定されている。

放射線の健康への影響は、放射線の有無ではなく量が問題となる。また、100 ミリシーベルト未満の被ばくでは、発がんリスクの増加は統計学的に有意な差が認められるレベルではないと評価されている。

※喫煙や大量飲酒の習慣は、1,000～2,000 ミリシーベルトの放射線被ばくと同程度、肥満、やせ、運動不足、高塩分食品などは、200～500 ミリシーベルトの

放射線被ばくと同程度の発がんリスクがあると推定されている。

図1 被ばく線量の比較



(出典) 環境省・復興庁リーフレット「復興再生利用を積極的に進めます！」

(2) 国際機関による勧告等

放射線防護に関わる事実上すべての国際基準と各国の国内規則は、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づいている。

ICRPではこれまで勧告の改定を複数回行っているが、放射線防護対策については、行為の正当化（放射線に関係する行為が、その結果生じる損害よりも大きな便益を個人と社会にもたらすかどうかによって当該行為の正当性を判断すること）及び防護の最適化（経済的要因、社会的要因を考慮に加えた上、合理的に達成できる限り被ばく量を制限して放射線を利用する）の原則が1977年勧告において提唱され、維持されている。

なお、1990年勧告において、公衆被ばく線量限度を年間1ミリシーベルトとすることが定められ、わが国の東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応においても、同水準を考慮した措置がとられている。本水準は、健康に関する「安全」と「危険」の境界を示すものではなく、線源を導入・運用する者に対して厳格な管理を求める趣旨から、公衆への被ばく線量を可能な範囲で最大限低減するために採択されているものである。

(3) 福島県の現状

福島県内の空間線量率は事故後 14 年で大幅に低下しており、多くの地点で全国や海外主要都市とほぼ同水準となっている。

日本の食品及び飲料水の放射性物質の基準は、世界で最も厳しい水準となっており、福島県においても、基準値を超える放射性物質が食品から検出されることはほとんどなく、飲料水についても、平成 23 年 5 月以降、水道水において基準値を超える放射性物質は検出されていない。また、基準値超過が確認された食品については、市場に流通しないよう必要な措置が取られている。

東京電力福島第一原子力発電所事故による被ばくの影響については、世界保健機関（WHO）や原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）が調査・分析している。

UNSCEAR2020/2021 の報告書では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線被ばくのレベルと影響に関する科学的知見がとりまとめられ、放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにないと評価されている。

(4) 今後求められる対応の考え方等

UNSCEAR の報告書で 300 編以上の文献がレビューされているように、事故後、相当量のデータや知見が蓄積してきた。

また、特定帰還居住区域制度の成立により、今後、山間部における住民帰還も進んでいくこととなると考えられる中で、帰還する住民を始めとする方々にとって、震災前のような生活の利便性や安心して暮らせる生活環境の確保を実現する必要性が増している。

加えて、地域の復興を進めていく観点からも、食品や除去土壌の復興再生利用等に関する風評の払しょくや森林整備を始めとする活動の再開が重要である。

こうした状況を踏まえ、(1)～(3)のような国際機関による議論やこれまでに蓄積してきた科学的知見に基づき、社会的・経済的要因も考慮しつつ、状況に応じてきめ細かく対応を講じていくことが必要である。

IV 各課題に係るリスクコミュニケーション

復興の完遂に向けて解決すべき各課題に関し、関係会議等における方針も踏まえ関係会議関係府省庁において、次のとおり情報発信・リスクコミュニケーションを取り組むこととする。

(1) 除去土壤の復興再生利用及び福島県外での最終処分に向けた取組

①伝えるべき対象

- ・広く国民一般
- ・海外の関係者（国際機関、外国政府関係者、海外の報道関係者等）

【理由】

復興再生利用・県外最終処分の取組については、「福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」等の関係会議の議論も踏まえて、除去土壤の復興再生利用・県外最終処分の必要性・安全性等について透明性高く具体的に周知することにより、放射線影響に係る心配・懸念を払拭し、復興再生利用の拡大等につながるよう、広く国民一般に対して理解醸成等の取組を進める必要がある。

特に、WEB アンケート調査において認知度の低さが見られており、2045 年までに徐々に社会の現役世代を担うこととなる若者、公共事業等の実施主体となる自治体関係者等に対して、重点的に理解醸成等の取組を実施する必要がある。また、復興再生利用・県外最終処分の事業の直接の担い手となる、工事の施工に關係する作業者に除去土壤に係る科学的根拠に基づいた正しい情報を伝えることも重要である。

加えて、国外に向けた理解醸成を進めるために、国際機関、外国政府関係者、海外の報道関係者等に対しても、安全性を確保しつつ進める取組であることについて、科学的根拠に基づき、透明性高く正確で分かりやすい情報提供・発信を実施する必要がある。

②伝えるべき内容

(a)復興再生利用・県外最終処分の必要性

- ・中間貯蔵事業の状況の説明に加え、中間貯蔵施設受入れに当たっての福島県・大熊町・双葉町の大変重い決断により、中間貯蔵施設への除去土壤等の搬入が進み、県内各地に設置された仮置場が解消され、福島全体の復興が大きく進展したことなど、これまでの経緯や地元の思いを踏まえる必要があること。

- ・2045 年 3 月までの県外最終処分が法律（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号））において、国の責務として明記されていること。

- ・福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けて復興再生利用の取組が重要であること。

(b)復興再生利用・県外最終処分の安全性

- ・自然放射線、医療被ばくや放射線以外の要因による身近なリスクと比較し

た復興再生利用に係る放射線リスクに関すること。

- ・復興再生利用に係る線量基準（追加被ばく線量）を国際基準に基づき年間1mSv以下とすること、そこから導出された再生資材化した除去土壌（以下、「復興再生土」という。）の放射能濃度の基準であること（8,000Bq/kg）。
- ・追加被ばく線量を年間1mSv以下とすることに加え、覆土等の覆いによる復興再生土の飛散・流出防止、モニタリングなどの適切な管理の下で復興再生利用を行うこと、加えて被ばく線量の防護の最適化を図ること。
- ・放射性セシウムの半減期、土壌に強く固着する性質をもつこと。
- ・放射性セシウム以外の核種の放射能濃度は、事故前後で同程度であること。
- ・再生利用実証事業で得られた知見に関するこ（実証事業の施工前後で空間線量率の大きな変動はないことなど。）。
- ・IAEAの評価に関するこ（これまでの環境省の復興再生利用の取組はIAEAの安全基準に合致しており、今後の取組に対してもIAEAのフォローアップを受けることなど。）。

(c)復興再生利用・県外最終処分の考え方や内容

- ・復興再生利用基準、埋立処分基準や再生利用に係る技術ガイドラインの内容に関するこ。
- ・県外最終処分場の構造や必要面積等に係る複数選択肢の内容に関するこ。

③取り組むべき具体的施策

(a)広く国民一般に向けた施策

- ・広く一般の方々の、除去土壌の復興再生利用・県外最終処分に関する認知・関心を広げるため、公的機関の庁舎等における活用、SNS、WEBサイトやパンフレット等を活用した情報発信、関係機関と連携した県内外イベントでの出展、学生を対象とした表彰制度などを行い、復興再生利用・県外最終処分の必要性・安全性について理解醸成に取り組む。
- ・復興再生利用の必要性・安全性に係る理解醸成のため、政府が使用する資料等では復興再生土の呼称を使用する。
- ・復興再生利用・県外最終処分の必要性・安全性の理解を深め、共感を得るために、中間貯蔵施設と東京電力福島第一原子力発電所が連携した見学、再生利用実証事業の現地視察の受入れを実施する。

特に、若者や自治体関係者などに対して、現地視察の効果を最大限に高めるため、必要に応じ、事前に環境再生への取組の説明を行うとともに、視察後に双方向の対話の機会を設ける。また、学生等を対象とした講義やワークショップを実施するとともに、上記関連イベント等に参加した若者に対して、同世代同士をつなぎ、多くの方へ発信する場を提供する。

- ・復興再生利用・県外最終処分について、社会的受容性の向上をテーマとした、双方向の対話を中心とした取組を実施する。これら、復興再生利用等の必要性・安全性を実感できる取組により、安心感・納得感を醸成する。

(b)海外の関係者等に向けた施策

- ・政府一体となった復興再生利用・県外最終処分や全国民的な理解醸成等の取組の推進を引き続き図りつつ、復興再生利用・県外最終処分の取組が IAEA の安全基準に合致していると評価されていることを踏まえ、今後も IAEA によるフォローアップも受けながら、国際的な情報発信を引き続き着実に進める。
- ・IAEA によるフォローアップも踏まえ、国際機関、外国政府関係者、海外の報道関係者等に対して、復興再生利用・県外最終処分の取組が安全性を確保しつつ進める取組であることについて、科学的根拠に基づき、透明性高く情報発信を実施する。

2) 住民帰還・立入制限緩和

①伝えるべき対象

- ・住民
- ・自治体職員

【理由】

住民の帰還促進のためには、放射線等に関する住民の理解促進と不安解消が必須であると同時に、住民からの相談を直接受ける自治体職員の理解度向上も必要である。

②伝えるべき内容

(a)放射線に関する科学的知見

- ・100 ミリシーベルト未満の被ばくでは、発がんリスクの増加は統計学的に有意な差が認められるレベルではないと評価されていること。
- ・東京電力福島第一原子力発電所事故による被ばくの影響に関する国際機関の調査によると、当該事故による住民の被ばく線量が、放射線に関する疾病のリスクの増加に統計学的に有意な差が認められるレベルではないと評価されていること。

(b)放射線による影響を最小限にする方策

- ・個人線量計等を用いた個々人の被ばく線量の測定をすること。
- ・線量マップの作成をすること。

- ・個人線量データ等を用いた生活パターンごとの被ばく線量の評価をすること。

(c)廃炉の進捗状況

- ・廃炉作業が安全かつ着実に進捗していること（汚染水発生量の低減、使用済燃料プールからの燃料取出し、燃料デブリ取出しの進捗状況等）。
- ・ALPS 処理水の海洋放出の状況（モニタリング結果、IAEA によるレビュー等）

③取り組むべき具体的施策

(a)住民に向けた施策

- ・伝えるべき対象に対して分かりやすく伝えるため、モニタリング結果のマップ化、身近な生活環境でのリアルタイムの放射線量、住民の生活行動パターンを想定した放射線モニタリング情報、住民の多様なニーズを踏まえた放射線モニタリング結果を提供する。
- ・個人線量計の貸与や住民が消費する食品・飲料水等の線量測定等、住民の放射線不安解消に資する取組について支援する。
- ・廃炉の必要性や対策の進捗状況・放射線データ等に関する迅速、的確かつ分かりやすい情報発信（パンフレット・ウェブサイト掲載等）を行う。
- ・住民等の理解促進・信頼関係強化に向けた双方向コミュニケーションの取組（県内自治体のイベントにおける住民との意見交換等）を行う。

(b)自治体に向けた施策

- ・放射線に対する健康不安解消に資するリスクコミュニケーションを実施するための相談員の配置や、放射線や医療に関する専門家の招へい、研修会の開催等を通じた相談員の育成について支援する。
- ・放射線による影響等について分かりやすい情報誌の作成等、自治体独自の住民に向けたリスクコミュニケーションの取組について支援する。
- ・廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会等を通じた、廃炉に関するリスク低減に向けた安全対策の取組や作業の進捗状況に関する情報提供を行う。

（3）森林整備の再開、木材活用の推進

①伝えるべき対象

- ・森林整備事業の受・発注者（県、市町村等、林業事業体）
- ・木材の加工・流通業者

【理由】

帰還困難区域については、空間線量率が高く営林が長年制限されてきた

ことから、森林における作業や伐採した木材等の活用を早急に可能とするためには森林整備事業の発注者、受注者、作業従事者に対して、森林作業による被ばく線量の健康への影響や業務上の線量管理の方法等について理解してもらうことが必要である。

また、今後、帰還困難区域等で伐採された木材の取り扱いが増加する見込みであり、風評被害を懸念する木材の加工・流通業者の声も聞かれるところであるため、木材の加工・流通業者に対し、木材の検査体制や検査結果などについて説明し、正しい理解が醸成されることが必要である。

②伝えるべき内容

下記 (a)、(b)、(c) については、令和 7 年度に作成する森林作業のガイドラインにおいて提示する。なお、令和 6 年度に実施した調査結果を以下に記載する。

- (a)森林作業による被ばく線量の健康への影響
- (b)被ばく線量を抑えて安全に作業を行う手法
- (c)業務上の線量管理（空間線量の分布実態、作業内容やその組合せごとの被ばく線量の推計値、被ばく線量の推計値を踏まえた年間の作業計画の作成方法）
 - ・空間線量率の分布実態について、帰還困難区域内民有林 80 点、国有林 6 点の計 86 点で計測し、 $2.50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える地点は 23 地点であること。（令和 7 年度以降も引き続き民有林 70 点、国有林 280 点においてモニタリングを実施し、帰還困難区域の空間線量率の分布を明らかにする。）
 - ・作業内容やその組合せごとの被ばく線量の推計値について、森林整備事業（間伐）を実施した 5 事業地の作業従事者の個人線量計データを収集・分析したこと。
- (d)木材の検査結果
 - ・相双地域及びその周辺の 4 市町で伐採・搬出されたスギの樹皮の放射性物質濃度は最大 $1,516 \text{ Bq}/\text{kg}$ で環境省の指定廃棄物の処理基準 $8,000 \text{ Bq}/\text{kg}$ の $1/4$ 以下、製材品の表面放射線量は最大 44 cpm で業界の自主管理基準 $1,000 \text{ cpm}$ の $1/20$ 以下となったこと。
 - ・帰還困難区域等の森林整備が活発化されることを踏まえ、今後も引き続き、木材の放射性物質の調査・分析等を行うこと。

③取り組むべき具体的施策

- (a)森林整備事業の受・発注者に向けた施策
 - ・令和 6 年度調査結果を周知するとともに、森林作業による被ばく線量の推計値や実効線量を低減する手法等を示したガイドラインを令和 7 年度中に作

成し、発注者、受注者、作業従事者に対して説明会等を実施する。

(b)木材の加工・流通業者に向けた施策

- ・県内外の木材の加工・流通業者等を対象に研修会を開催し、帰還困難区域等から産出される木材の放射性物質の状況や、伐採地の空間線量率等に応じた木材の検査方法を周知するとともに、様々な検査結果等を分かりやすく伝えるパンフレットを作成する。

(4) 食品の安全性確保、福島県農林水産物の風評払拭

1) 食品の安全性確保

①伝えるべき対象

- ・消費者
- ・諸外国（規制を維持する国・地域を含む世界各国・地域の政府関係者、報道関係者等）

【理由】

消費者の中には、放射性物質の含まれていない食品を買いたいと考えている層が依然として一定程度存在する。国内の食品に対する放射性物質の規制等について、消費者に正確な情報を届け、日本産農林水産物が安全であるとの理解を増進する。

また、ALPS処理水の海洋放出後も海域モニタリングの測定結果やIAEAの評価を継続的に実施し、その測定結果については人や環境に影響を及ぼすレベルではないことを確認している一方で、引き続き国内外の消費者等の不安・疑問を解消するため情報発信が必要である。

一部の国・地域が継続している輸入規制の即時撤廃の働きかけ、及び各国・地域における風評払拭に取り組むことにより、日本産農林水産物の輸出増加、被災地へのインバウンド増加に繋げる。

②伝えるべき内容

(a)食品の安全を守る仕組みと放射性物質の基準

- ・現行の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会が指標としている年間線量1ミリシーベルトを踏まえて設定されたものであること。
- ・現行の基準値は、放射性セシウム以外の放射性物質による影響を考慮したものであること。
- ・現行の基準値は、年齢や男女別、妊婦など、放射性物質の影響の違いをきめ細やかに評価して基準値を検討するなど、すべての方々にとって、安全が確保

されるよう設定されていること。

- ・国内に流通する食品からの年間被ばく量は極めて小さいこと。

(b)これまでに蓄積されたデータの継続的・効果的な発信

- ・2022年から海域モニタリングを継続的に行い、ALPS処理水の海洋放出後も周辺海域でのトリチウム等の放射性物質の測定結果は、WHOの飲料水の基準を大幅に下回るなど、人や環境に影響を及ぼすレベルでないことが確認されていること。

③取り組むべき具体的施策

(a)消費者に向けた施策

- ・食品中の放射性セシウムから受ける年間ばく露量の推計（年2回、全国複数地域で実際に流通する食品を購入し、混合して測定、食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量を推定する）を行い、流通食品から受ける年間被ばく量の程度について公表する（日本語、英語）。
- ・被災県の農林水産物等について、継続的に消費者意識の実施調査を実施する。
- ・ALPS処理水の放出に伴い、海域モニタリングを実施し、その結果を幅広く情報発信する。
- ・IAEAの枠組みの下での分析機関間比較¹を通じて我が国の海域モニタリングデータの信頼性、透明性を確保する。

1 分析機関間比較 (Interlaboratory Comparison (ILC))： ILCとは、IAEA、IAEAが指定する第三国分析機関及び我が国の分析機関が、採取した同一試料を個別に分析し、IAEAが各分析機関の分析結果を比較するもの。これにより、IAEAは我が国の分析機関の放射性核種の測定方法及び分析結果の適切さを確認している。

- ・関係府省が連携した、食品中の放射性物質に関する意見交換会を開催する。
- ・食品中の放射性物質の安全性確保等について、消費者団体と意見交換を実施する。

(b)諸外国に向けた施策

- ・国際会議場や在外公館等において外国政府関係者等を対象とし、日本産食品の安全性や地域の魅力をPRする。
- ・海外でのイベントやフェアにおける地域の魅力発信や日本産食品の輸出促進を支援するPR事業を実施する。
- ・駐日外交団や外国報道関係者等を対象として、地域の魅力発信に資するセミナーや、福島の復興状況にかかる取材機会の提供を行う。
- ・関係国の関心を踏まえ実施されている、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを通じて、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく。

2) 福島県農林水産物の風評払拭

①伝えるべき対象

- ・主に流通事業者
- ・消費者

【理由】

福島県産農産物等流通実態調査によれば、消費者が自身の福島県産品の購入姿勢を比較的「前向きに」評価している一方、流通事業者による消費者の購入姿勢の評価が消費者による評価ほどは高くないことなどが明らかとなつたため、流通段階での取扱いが戻るよう、主に流通事業者を対象とする。

消費者と対象とする理由は上記1) ①と同じ。

② 伝えるべき内容

(a)消費者の福島県産品の安全・安心への評価は高いという実態

・流通事業者の中には、「消費者が福島県産を敬遠するおそれがあるから」という理由で震災前より福島県産品の取扱いを減らしている流通事業者も一定程度存在している。こうした流通事業者に対して、福島県産品の取り扱いが戻るよう、消費者の福島県産品の安全・安心への評価について、改めて伝えていく必要がある。

(b)福島県産品の「魅力」

・東京電力福島第一原子力発電所事故直後において、福島県産から他県地産に切り替えた流通が現在になっても戻っていない。産地の有する強みを生かし、長期安定出荷等の流通事業者からの期待に応えるべく取組を進めている点を伝える。

③ 取り組むべき具体的施策

(a)主に流通事業者に向けた施策

・福島県産農林水産物の販売不振の実態と要因について、国が産地・流通・消費の各段階の幅広い関係事業者に対してヒアリングすることなどを通じて直接把握するとともに、取扱拡大に向けて、流通事業者等が求める情報を客観的なデータを含めて発信する。

・福島県産農林水産物の流通段階の風評の実態を含め、品目毎に取扱いが伸びない要因を分析する。その上で、流通事業者に福島県産農林水産物について取扱いを戻してもらったり、新たに取り扱ってもらえるよう、広域的な産地を形成するなど、産地の有する強みを生かした取組を効果的に発信する。

- ・食品中の放射性物質の検査結果、生産現場での低減対策取組等について、農林水産省、厚生労働省、消費者庁ホームページに掲載する。
- ・生産者等の復興に向けた取組※を紹介する動画を配信する。
※生産現場では、農畜産物の安全を確保するため、放射性物質の吸収抑制対策等の取組を行っていることや、福島県では、農業者及び農業者団体による第三者認証 GAP 取得に向けた取組を行っていること等。

(b)消費者に向けた施策

- ・福島県産農林水産物の安全性や魅力について、インターネット、テレビ、イベント等により情報発信する。
- ・関係省庁において、被災地で製造されたレトルト品を調達する。